

開東社会保険ニュース

No. 286

令和4(2022)年12月

2023年4月から給与デジタル払いが可能に

令和5年4月から、いわゆる給与のデジタル払いとして、厚生労働大臣の指定を受けた資金移動業者（指定資金移動業者）の口座へ給与を支払うことが可能となりました。労働基準法施行規則の改正と合わせて出された「賃金の口座振込等について（令和4年11月28日 基発1128第4号）」（以下、通達）を紹介します。

なお、資金移動業者の指定も令和5年4月からのため、実際に支払いができるのはそれより後です。

1. 賃金支払いに関する法令の整理

労働基準法24条により賃金の支払い方法は現金払いが原則ですが、現在では銀行口座への振込みが主流になっています。また、証券会社の口座へ払い込むことも可能です。これらは、賃金支払いの方法としては例外と位置付けられていますが、今回、この例外に資金移動業者への資金移動が加えられました。（まとめて口座振込み等といいます。）資金移動業者はもともと、送金や決済を円滑に行うことを目的として位置づけられたものですが、キャッシュレス決済のようなサービスで広まりを見せています。

労働基準法施行規則7条の2に「使用者は、労働者の同意を得た場合には、賃金の支払について次の方法（口座振込み等）によることができる。」とあり、通達にも「希望しない労働者及び使用者に対して強制するものではない」とあるように、例え労働者の希望があったとしても使用者が対応しなければならないというわけではありません。今後、企業がどのような準備をしなければならないのか（例えば企業の口座が必要なのかなど）を確認などして、方針を決めればよいと考えます。

2. 通達にて求められていること

(1) 口座振込み等は個々の労働者の同意により開始し、その書面等には以下を記載すること

- ① 口座振込み等を希望する賃金の範囲及びその金額
- ② 労働者が指定する金融・証券・指定資金移動業者の機関名（サービスの名称）、店舗名並びに口座番号（アカウントID）、名義人、その他電話番号等
- ③ 開始希望時期
- ④ 代替口座として指定する金融機関店舗名、預金若しくは貯金の種類及び口座番号又は代替口座として指定する証券会社店舗名及び証券総合口座の口座番号

※資金移動業者の口座には受入上限額が設定されており、賃金支払いなどによりその限度額を超えた場合や指定資金移動業者の破綻時には、資金移動や弁済を受ける口座を設定するとのことです。通達では使用者も把握するように同意書例に項目を入れたものを公開しています。

(2) 口座振込み等は労使協定を締結すること

(3) 口座振込み等のうち指定資金移動業者口座への賃金払込みは以下が求められる

- 1) 預貯金口座か証券総合口座への払込みを選択することができるようにしておくこと
- 2) 必要な事項の内容を説明したうえで同意を取ること
指定資金移動業者口座への資金移動を希望する賃金の範囲及びその金額（希望額等）は、各労働者において、その利用実績や利用見込みを踏まえ、為替取引に用いられる範囲内に設定する必要があることその他、必要な内容（詳細は通達・同意書例の裏面をご確認ください）を説明したうえで同意をとること。なお、労働者への説明については指定資金移動業者に委託することも認められるが、労働者の同意については使用者が得る必要があること。
- 3) 労働者が指定する口座が賃金支払口座として認められている口座であることを厚生労働省が公表する指定資金移動業者一覧を確認の上、資金移動を行うこと

通達に、資金移動業者口座への賃金支払いに関する同意書の参考例がありますのでご確認ください。本年はお世話になりました。来年もよろしくお願ひ申し上げます。

ホームページ「開東社会」「かいとうしゃかい」で検索 <https://www.kaito-sr.com/> ※本記事の無断転載は
Facebook ページ <https://www.facebook.com/kaitosr.tokyo/> 禁止しています。

社会保険労務士法人 開東社会保険労務事務所

〒160-0023 東京都新宿区西新宿 7-2-6 西新宿 K-1 ビル 7 階 TEL 03-3369-7411/8411

FAX Stop! 次回以降のFAXがご迷惑の場合は恐れ入りますがご連絡下さい。 FAX 03-3369-2711